

東日本大震災に対する国際的支援に感謝する決議

去る三月十一日に発生した巨大地震と大津波により、東北、関東地方を中心に、多数の尊い人命が失われ、多数の負傷者が生じるとともに、生活・社会基盤の喪失、原子力発電所の損壊など甚大な被害が発生した。

本院は、犠牲となられた方々とその御遺族に対し、衷心より哀悼の誠を捧げるとともに、負傷された方々、被災された方々、今なお不安な避難生活を余儀なくされている方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。

この東日本大震災に際し、世界各国・地域、国際機関及びNGO等より、いち早く真心の籠もるお見舞いが表明された。また、救助隊の派遣、復旧・医療等に係る支援、救援物資・義援金の提供、原子力災害に対する専門家等による支援など、様々な分野で迅速かつ心温まる支援の手が差し伸べられた。

これら崇高な人類愛に基づく国際的支援は、救援を受けた被災者のもとより、我が国国民にとって、苦難の中で希望のよりどころとなり、復興に立ち向かう勇気を奮い起こし、決意を新たにす大きな糧となった。我が国国民は、これらの善意を深く心に刻み、永遠に記憶にとどめ、世界の人々との友情と連帯の重要性を改めて認識する。あわせて、我が国国民は、この度の教訓をいかした速やかな復興に向けて専心努力するとともに、国際社会との協調・協力を更に推進しつつ復興の道を歩むことを銘記する。

ここに本院は、我が国国民を代表し、特に院議をもって、東日本大震災に際し、国際的支援を寄せられた世界各国・地域、国際機関及びNGO等に対し、深甚なる感謝の意を表明する。

右決議する。